

さいたま市告示第423号

市道路線廃止に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定に基づき、市道の路線を次のように廃止したので、同条第3項の規定において準用する、同法第9条の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日より15日間、さいたま市建設局北部建設事務所土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年3月13日

さいたま市長 清水 勇 人

道路の種類 市道

整理番号	路線名	起点終点	重要な経過地
1	20007号線の一部	さいたま市大宮区桜木町二丁目904番地先 さいたま市大宮区桜木町二丁目902番地先	
2	20010号線の一部	さいたま市大宮区桜木町二丁目220番4地先 さいたま市大宮区桜木町二丁目221番1地先	
3	22039号線	さいたま市見沼区染谷二丁目46番1地先 さいたま市見沼区加田屋二丁目64番地先	
4	30700号線	さいたま市北区奈良町90番3地先 さいたま市北区奈良町90番3地先	
5	30970号線	さいたま市西区宮前町659番1地先 さいたま市西区宮前町659番1地先	
6	2215号線の一部	さいたま市岩槻区大字平林寺字前原174番3地先 さいたま市岩槻区大字平林寺字前原40番4地先	
7	2416号線	さいたま市岩槻区並木一丁目3049番4地先 さいたま市岩槻区並木一丁目3050番12地先	
8	2663号線	さいたま市岩槻区並木一丁目3050番5地先 さいたま市岩槻区並木一丁目3050番5地先	